

「介護老人保健施設」

短期入所（介護予防）契約書 重要事項説明書

 社会福祉法人 溪仁会

介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内

（契約の目的）

第1条 介護老人保健施設コミュニティホーム岩内（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供する事。また一方、利用者、利用者の身元引受人あるいは当施設が求める連帯保証人（以下「身元引受人等」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決める事を本契約の目的とします。

（身元引受人の義務）

第2条

- 1 事業所は契約者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - （1）契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進むよう協力すること。
 - （2）契約終了の場合、事業者と連携し契約者の状態に見合った適切な受入先の確保に協力すること。
 - （3）契約者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置を行うこと。
 - （4）必要に応じて他の親類へ連絡を行うこと。

（連帯保証人の義務）

第3条

- 1 連帯保証人は、利用契約に基づいて利用者が事業者に対して有する一切の債務を保証し、その極度額は200万円とする。
- 2 連帯保証人は、次の各号の責任を負います。
 - （1）契約者が事業所へ支払う費用を滞納した場合、契約者に代わって連帯保証人が費用を支払います。
 - （2）連帯保証人は契約者が円滑に費用等の支払いを行えるよう、事業所へ協力致します

（適用期間）

- 第4条 本契約は、利用者が介護老人保健施設短期入居利用契約書を当施設に提出したのち、効力を有します。但し、身元引受人等に変更があった場合は、新たに契約を得ること、あるいは所定の変更用紙を身元引受人が提出することとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約の内容の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第5条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。

（当施設からの解除）

第6条 当施設は、利用者及び身元引受人等に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人等が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者及び身元引受人等が当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（サービス利用にあたっての禁止事項）

第7条 職員に対する暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

2 パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

パワーハラスメント例

- ・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる 等
- ・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求 等

セクシャルハラスメント例

- ・必要もなく体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする、手を握る 等

3 無断で職員の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音等を行うこと。

4 その他前各号に準ずる行為。

上記行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

（利用料金）

第8条 利用者及び身元引受人等は、連帯して当施設に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、重要事項説明書に記載している利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額の改定、利用者の経済状態等に変更があった場合、上記利用料金を変

更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日以降に発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人等は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとし、尚、支払いの方法は口座振替（引落し）を原則とします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人等から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人等の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。（領収書の再発行は致しません、大切に保管下さい）

（記録）

- 第 9 条 当施設は利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。（診療録についても 5 年間保管）
- 2 当施設は利用者が前項の記録の閲覧、複写物を求めた場合には、事業所の規程に準じ、閲覧いただき、複写物を交付いたします。（別途料金が係る場合があります。）但し、身元引受人等その他の者（利用者の代理人を含む。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）

- 第 10 条 当施設では、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長（医師）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともに「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にて同意いただき「経過観察記録」にて管理します。また、感染症対策・介護事故防止・褥瘡の防止に対しても、マニュアル等にその旨を定めサービスの質の向上を目指します。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

- 第 11 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護規程に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人等若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととなります。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村へ通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合
（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

- 第12条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により通院(対診)が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入居利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び身元引受人等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

- 第13条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人等が指定する者及び保険者・管轄行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

- 第14条 利用者及び身元引受人等は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

- 第15条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人等は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

- 第16条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人等と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設コミュニティホーム岩内 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・法人名 社会福祉法人 溪仁会
- ・施設名 介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内
- ・開設年月日 平成 19 年 4 月 16 日
- ・所在地 北海道岩内郡岩内町字野東 69 番地の 26
- ・電話番号 TEL 0135-62-3800
FAX 0135-62-3887
- ・管理者名 施設長 竹内 克彦
- ・介護保険指定番号 0152380028 号

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 施設の職員体制（*併設の通所リハビリテーションと一部兼務する）

	常 勤	非常勤	備 考
・医 師*	1 人	0 人	
・看護職員	8 人	7 人	
・介護職員	39 人	26 人	
・支援相談員	3 人	0 人	
・理学療法士*	7 人	0 人	
・作業療法士*	1 人	0 人	
・言語聴覚士*	0 人	1 人	
・管理栄養士*	1 人	0 人	
・栄養士*	1 人	0 人	
・介護支援専門員	2 人	0 人	*介護職員を兼務
・事務職員*	5 人	1 人	

(4) 入居定員等

定員 100 名 10 ユニット（1 ユニット 10 名）

2. サービス内容

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者・身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

① 施設サービス計画の立案

② 食事（食事は原則として食堂で召し上がっていただきます）

朝食 7時30分～8時15分

昼食 12時00分～12時45分

夕食 17時30分～18時45分

＊利用者の体調によっては上記以外の時間帯に食事をする事が可能です。

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。但し、当施設で行えない処置や手術その他病状が著しく変化した場合の医療については、他の医療機関での治療となります。

⑤ 介護（退所時の支援も行います）

⑥ リハビリテーション

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ 理美容サービス

⑪ 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場で運営しています。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしております。

◎協力医療機関

- (1) 名 称 社会福祉法人 北海道社会事業協会岩内病院
住 所 北海道岩内郡岩内町字高台 209 番地の 2
電 話 0135-62-1011
- (2) 名 称 社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 北海道済生会小樽病院
住 所 北海道小樽市築港 10 番 1 号
電 話 0134-25-4321
- (3) 名 称 医療法人北光会 朝里中央病院
住 所 小樽市新光 1 丁目 21 番 5 号
電 話 0134-54-6543

◎協力歯科医療機関

- (1) 名 称 中村歯科医院
住 所 北海道岩内郡共和町梨野舞納 18 番地の 23
電 話 0135-61-4333
- (2) 名 称 にしざき歯科医院
住 所 岩内郡岩内町高台 150 番地
電 話 0135-62-1155

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮ください。
(寿司や刺身等の生ものの持ち込みは一切お断りしております。また、喉つまり等の誤嚥予防のため餅類の提供並びに施設でのお預かりも行っておりません。)
- ・ 面会時間は平日午前 9 時から午後 5 時 30 分、土日祝は午前 9 時から午後 6 時までで面会時間を遵守し、必ず面会カードへ記入し届け出てください
- ・ 外出・外泊の際には必ず行き先と帰所日時を職員に届け出て下さい。
(外出・外泊届用紙は、サービスステーションにご用意しております。)
- ・ 喫煙・飲酒は原則お断りします。
- ・ 居室・設備・器具のご利用については本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、ご本人・家族にて管理をお願いいたします。
尚、金銭の自己管理が困難な方は、施設事務にてお預かりも可能です。(有料)
- ・ ペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備
スプリンクラー、自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、消火器、屋内消火栓、非常通報装置、漏電報知器、カーテン布団等は防火性のあるものを使用しています。
- ・ 防災訓練 年2回（うち1回は夜間を想定した訓練）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設のサービスについてご不明な点や疑問、苦情がございましたら、当施設支援相談課（支援相談員 五十嵐・杉江）までお気軽にご相談下さい。

また、正面玄関に「ご意見箱」を設置しておりますのでご利用下さい。責任をもって調査、改善させていただきます。

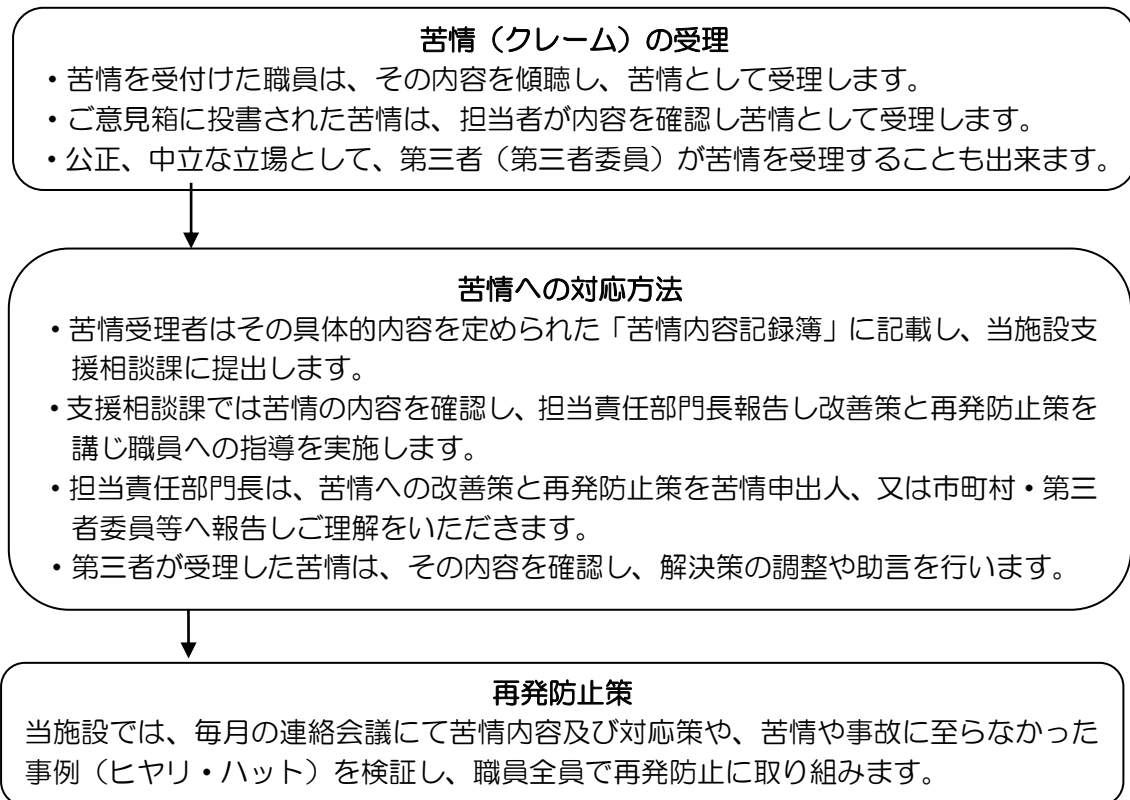
当法人では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な推進をするため第三者委員を設置しております。

第三者委員 奥田 龍人	011-717-6001（苦情申出窓口）
第三者委員 大能 文昭	011-281-6113（苦情申出窓口）

ご利用相談窓口

介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内	苦情解決責任者 竹内 克彦
	苦情受付担当者 五十嵐・藤野・杉江 電話番号：0135-62-3800
岩内町役場 保健福祉課 介護保険担当	0135-62-1011
北海道国民健康保険団体連合会 苦情担当	011-231-5161

苦情（クレーム）受付の流れ



8. 事故発生時の対応

当サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに利用者の身元引受人等関係者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当施設に過失があった場合は、その損害を賠償します。

尚、サービスのご利用にあたっては、防ぎきれない事故等のリスクがあることもご理解下さい。

9. 高齢者虐待防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ② 施設サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. 利用料金（別紙 料金表参照）

11. 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、毎月20日（土・日・祝祭日の場合は翌営業日）にご指定の口座より引き落としいたします。尚、領収書については次月分の請求書と一緒に郵送いたします。

本契約を証するため、署名又は記名押印の上、本契約書を 2 通作成し、身元引受人と当施設が各 1 通保有します。

令和 年 月 日

私は契約・重要事項の内容説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

利用者氏名		印
住 所		
電話番号		

私は契約・重要事項の内容説明を受け、身元引受人の義務についても理解しました。

身元引受人氏名		印
住 所		
自宅電話	携帯電話	
続 柄	職業	

私は契約・重要事項の内容説明を受け、連帯保証人の義務についても理解しました。

連帯保証人氏名		印
住 所		
自宅電話	携帯電話	
続 柄		

当施設は申込を受け、本契約・重要事項説明書に定める義務を誠実に履行します。

サービス事業者	(福) 溪仁会 介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内	
所 在 地	北海道岩内郡岩内町字野束 69 番地の 26	
電話番号/FAX 番号	0135-62-3800/0135-62-3887	
施 設 長	竹内 克彦	印

同意書

その他の日常生活費について、下記の通り同意致します。

	(例)	バスタオル	フェイスタオル	おしぼり	シャンプー
料金	10 円	50 円	45 円	60 円	15 円
同意 (○を記載)	○				

	ボディソープ	洗身タオル	テレビ使用料	冷蔵庫使用料	電話機使用料
料金	15 円	35 円	130 円	130 円	30 円
同意 (○を記載)					

社会福祉法人 溪仁会

介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内

施設長 竹内 克彦 殿

令和 年 月 日

ご入所者様 氏 名 _____

身元引受人様 氏 名 _____